

事務連絡
令和7年12月25日

所管業界団体 宛

消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

公益通報者保護法の改正について（協力依頼）

平素から、消費者行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和7年法律第62号）」（以下「改正法」という。）が、令和7年通常国会において成立・公布され、令和8年12月1日より施行されます。

本改正法においては、①事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上、②公益通報者の範囲拡大、③公益通報を阻害する要因への対処、④公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済を強化するための措置を講じることとしております。

具体的には、事業者における労働者等に対する公益通報対応体制の周知義務、通報妨害や通報者探索の禁止、公益通報を理由とした解雇・懲戒をした場合の刑事罰の導入などになります。

消費者庁では、改正内容について御理解をいただくべく、引き続き、法定指針、Q&A等の整備に取り組むほか、ウェブ広告やデジタルサイネージ広告等を通じた周知・啓発を進めてまいります。

貴団体におかれましては、これまでも、公益通報者保護制度に関する周知啓発に関して御理解を賜ってきたところですが、今般改めて、下記の事項について、傘下会員企業等への周知方をお願いするとともに、各業界における改正内容を踏まえた体制整備、内部規程の見直し等公益通報者保護制度への適切な対応が行われるよう、何卒ご協力賜りますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 公益通報者保護法の一部を改正する法律の概要

以下の URL において、概要を説明した資料等を公開しておりますので、御案内いただき、御活用いただくようお願いします。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/consumer_partnerships_cms205_250611_01.pdf

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/#r7_amendment

2. 貴団体の傘下会員向けの説明会開催の検討及び実施

御希望に応じ、貴団体が主催する会員向けの説明会・研修会（複数の団体での共催も支障ございません）に消費者庁の職員を講師として派遣させていただきます。御希望がある場合は、下記担当まで連絡いただきますようお願いします。

（消費者庁担当者連絡先）
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）
担 当：杉浦、倉本、岡村
電 話：03-3507-8800
メー ル：g.koueki.lspd@caa.go.jp